

調整給付金(不足額給付分) 申請書

※ 調整給付金(不足額給付分)とは、令和6年に支給した調整給付金(当初給付分)の算定に際し、令和5年所得等を基にした推計額(令和6年分推計所得税額)を用いて算定したことにより、結果として支給額に不足が生じた方などに対し、当該不足する額を支給するものです。

支給市区町村
(令和7年度個人住民税の課税市区町村)

市区町村長殿



2ページ目の【誓約・同意事項】を全て確認しチェックしました。全ての内容に誓約・同意の上、申請します。

※本様式を提出いただいた場合、笠松町において給付要件に該当するか審査の上で、支給させていただきます。

1. 申請者

(フリガナ) 氏 名	性別	生 年 月 日	現 住 所
	男・女	明治・大正・昭和・平成 年 月 日	電話 ()

【代理申請を行う場合】

代理人	(フリガナ) 代理人氏名	本人との 関係	性別	代理人生年月日	代 理 人 現 住 所
			男・女	明治・大正・昭和・平成 年 月 日	電話 ()
上記の者を代理人と認め、 調整給付金(不足額給付金分)申請書の提出を委任します。				本人氏名	署名

2. 振込口座(原則、1. の申請・請求者の口座とします。)

以下のいずれか一つのチェック欄(□)にレを入れてください。

- ☐ ①マイナポータル等で登録済みの申請者名義の公金受取口座への振込を希望します。(通帳等の写しは不要)
※マイナポータル等から公金受取口座を登録していることが必要。
- ☐ ②下記の現に使用している申請者名義の口座への振込を希望します。(通帳等の写しは不要)
☐ 水道料引落口座 ☐ 住民税等の引落口座 ☐ 児童手当等の受給口座 (希望する場合はいずれか1つをチェック)
※ この口座への振込を希望する場合、当該口座の確認について、税部局等に照会することを承諾します。
- ☐ ③下記の口座への振込を希望します。
(通帳等の写しを本様式に添付する必要があります。長期間入出金のない口座を記入しないでください。)

金 融 機 関 名	支 店 名	分類	口座番号 (右詰めでお書きください。)	口 座 名 義(カナ)
金融機関コード	本・支店 本・支所 出張所 支店コード	1普通		※「1. 申請・請求者」名義に限る。 ※通帳の表記に合わせてください。
		2当座		

ゆうちょ銀行	通帳記号 (6桁目がある場合は ※欄にご記入下さい。)	通帳番号 (右詰めでご記入下さい。)	口座名義(カナ) ※通帳の表記に合わせて下さい。
ゆうちょ銀行を選択された場合は、貯金通帳の見開き 左上またはキャッシュカードに記載された記号・番号を ご記入下さい。	1		

※ 金融機関の口座がない方、金融機関から著しく離れた場所に住んでいる方など、どうしても口座による受け取りが出来ない方は、笠松町役場税務課(電話058-388-1112)までお問い合わせください。

裏面も必ずご確認ください

【誓約・同意事項】 ※全ての項目を確認し、□にチェック(レ)してください。

☐ 以下の全ての誓約・同意事項について確認し、誓約・同意します。

- ① 下記の支給要件に該当する場合、原則として4万円(※)が支給されます。市区町村における確認の結果、支給要件に該当しなかった場合には調整給付金(不足額給付分)は支給されません。※令和6年1月1日時点で国外居住者であった場合には3万円

【支給要件】

以下のいずれかの条件を満たすこと

- ・ 令和6年分所得税に係る合計所得金額及び令和6年度分個人住民税に係る合計所得金額が48万円を超える者のうち、定額減税及び調整給付金(当初給付分)の支給対象とならなかった
- ・ 地方税法第32条第3項及び第313条第3項の規定による青色事業専従者又は同法第32条第4項及び第313条第4項の規定による事業専従者で、定額減税及び調整給付金(当初給付分)の対象とならなかった

以下のいずれにも該当しません。

- ②
- ・ 令和6年度に実施された定額減税の対象であった
 - ・ 令和5年度、令和6年度に実施された低所得者世帯向け給付を受給した
 - ・ 令和6年度に実施された調整給付(当初給付分)を本人分または扶養親族等分として受給した
- ③ 調整給付金(不足額給付分)の支給要件の該当性等を審査等するため、市区町村が必要な住民基本台帳情報、税情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。
- ④ 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。

提出書類

☐ 『調整給付金(不足額給付金分) 申請書』

※ 必要事項をご記入ください。

- ☐ 申請者(又は代理人)の氏名など(1枚目表面)
- ☐ 振込口座(1枚目表面)
- ☐ 誓約・同意事項(1枚目裏面上部)
- ☐ 署名(1枚目裏面下部)

☐ 『上記の支給要件に該当することを証する書類』

※ 具体的な必要書類等は、個別でお問い合わせください。

☐ 『本人(代理人)確認書類の写し(コピー)』

※ 申請者の運転免許証、マイナンバーカード(表面)、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写し(コピー)を2枚目の本人確認書類等貼付用紙に添付してください。

☐ 『受取口座を確認できる書類の写し(コピー)』(「2. 振込口座」で③をチェックした場合のみ)

※ 通帳やキャッシュカードの写し(コピー)など、受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義人を確認できる部分の写し(コピー)を2枚目の本人確認書類等貼付用紙に添付してください。

※【誓約・同意事項】のチェック漏れや、提出書類の不備はありませんか。

本申立ての内容に相違ありません。

令和 年 月 日 申請者氏名

本人確認書類等貼付用紙

本人（代理人） 確認書類

※運転免許証、マイナンバーカード（表面）、年金手帳、介護保険証、
パスポート等の写し（コピー）（いずれか1つ）
※代理による場合は、本人及び代理人の本人確認書類を添付

振込先金融機関口座確認書類

（受取口座の金融機関名、口座番号、口座名義人(カナ)が分かる通帳やキャッシュカードの写し）

「2. 振込口座」の③に記入した口座への振込を希望される場合は、記入した振込を希望する口座の確認書類を提出して下さい。

※①公金受取口座又は②現に使用している口座への振込を希望される場合は不要

公金受取口座 未登録の方	マイナンバーカードがあれば、マイナポータルから簡単に 公金受取口座を登録いただけます。 登録は給付金の支給要件ではありません。	
	「公金受取口座」の概要及び登録はこちら	
	（公金受取口座制度とは） 国民の皆さまが給付金等の受取のための口座をデジタル庁に登録いただく制度です。今後の緊急時の給付金等の申請において、申請書への口座情報の記載や通帳の写しの添付等が不要になります。	